魚津市建設工事共同企業体取扱要領

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要領は、魚津市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の運営形態等）

第２条　共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施行方式とする。

２　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。

３　出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合を反映するものでなければならない。

（共同企業体の種類）

第３条　共同企業体の種類は、継続的な協業関係を確保するため結成される共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）及び魚津市が指定する工事ごとに結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）とする。

第２章　経常建設共同企業体

（結成）

第３条の２　経常建設共同企業体は、魚津市内に主たる営業所を有する建設業者（以下「市内業者」という。）を構成員とし、その施工能力の増大を目的として結成されたものでなければならない。

（入札参加手続）

第３条の３　経常建設共同企業体は、市が発注する建設工事にかかる指名競争入札に参加しようとするときは、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成10年魚津市告示第91号。以下「告示」という。）第９の規定に基づき申請を行い、審査を受けるものとする。

（申請要件等）

第３条の４　経常建設共同企業体の資格審査の申請をする者は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

⑴　構成員は、市内業者であること。

⑵　構成員は、３者以内であること。

⑶　全ての構成員は、資格を申請しようとする建設工事の種類について、建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は登載される見込みの者であること。

⑷　等級の格付基準のある工事種別にあっては、単体で別個に受けている

資格審査において認められた等級が、同一の等級又は直近の２等級の者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。

２　構成員は、同一の建設工事の種類について他の経常建設共同企業体の構成員になることができないものとする。

（資格審査及び格付）

第３条の５　経常建設共同企業体の資格審査及び格付は、告示第３に基づき行う。この場合において経営事項審査結果通知書の審査については、建設工事の種類別年間平均完成工事高、自己資本の額、職員の数及び技術職員の数は各構成員の和とし、経営状況及びその他の審査項目は各構成員の評点の平均値により行う。

第３章　特定建設工事共同企業体

（結成）

第４条　特定建設工事共同企業体は、大規模であって技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成させるものとする。

（対象工事等）

第５条　次の各号に掲げる規模の工事については、原則として特定建設工事共同企業体方式を活用するものとする。なお、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても、単体で施工できる者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札を執行することができるものとする。

⑴　土木一式工事　　概ね　　３億円以上

⑵　建築一式工事　　概ね　　５億円以上

⑶　建築設備工事　　概ね　　３億円以上

⑷　その他の工事　　概ね　　１億円以上

２　前各号に掲げる規模に満たない工事であっても、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため特に技術力等を結集する必要があると認められる場合、又は、市内業者の受注機会の確保、技術力の向上に資すると認められる場合には、特定建設工事共同企業体方式を活用できるものとする。

（構成員の数）

第６条　構成員の数は、２又は３者とし、発注する工事ごとに定めるものとする。

（構成員の組合せ）

第７条　構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別について、建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された者の組合せとする。

２　等級の格付基準のある工事種別にあっては、最上位等級のみ、あるいは最上位等級と第二位等級に属する者の組合せとする。

３　構成員は、同一工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないものとする。

（結成方法等）

第８条　特定建設工事共同企業体の結成方法は、原則として自主結成方式とする。

２　やむを得ず予備指名方式を採用する場合には、予備指名を受けた者が共同企業体の結成を辞退することを認め、不利益な扱いを行わないものとする。

第９条　削除

第10条　削除

（資格審査等）

第11条　市長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示又は通知し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

⑴　特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

⑵　工事場所

⑶　工事の概要

⑷　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑸　特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

⑹　認定資格の有効期間

⑺　その他市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の申請があった特定建設工事共同企業体について、資格審査を行い、適格なものを有資格者として認定するものとする。なお、この認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とする。

第４章　雑則

（出資比率要件）

第11条の２　すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

（代表者要件）

第11条の３　代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

（編成表の提出）

第11条の４　構成員全員による共同施工を確保するため、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（様式第１号）を提出させるものとする。

（共同企業体に対する通知等）
第12条　入札参加資格通知及び指名関係通知並びに工事の監督、請負代金の支払等の行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。
（指名停止）
第13条　共同企業体に関する指名停止については、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領に定めるところによる。
（細　則）
第14条　この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。
附　則
この要領は、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成15年２月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成19年７月１日から施行する。